

日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業 業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業」（以下、「本業務」という。）についての受託事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、専門的知識、企画力、技術力、実績から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務範囲

長野県木曽郡木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村

長野県塩尻市、岐阜県中津川市 ほか

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(5) 見積上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当分額を含む）

※上記上限額は、契約時の予定価格ではなく事業の規模を示すものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

※上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の(1)～(5)全てを満たす者とする。

(1) 木曽広域連合の令和7年度～令和9年度競争入札参加有資格者名簿「物品納入その他」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2項に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 当該年度から過去5年間において木曽広域連合、長野県および、業務範囲内自治体（当該団体が事務局を担う協議会等も含む）との取引実績のある事業者であること。

4 選考スケジュール

本プロポーザルについては、以下の通り実施するものとする。

項 目	日 程
公募開始（公告）	令和8年5月21日（木）
質問書受付期限	令和8年5月27日（水） 17時必着
質問回答	令和8年5月28日（木） 17時までに回答
参加申込書等の提出期限	令和8年5月29日（金） 17時必着
企画提案書等の提出期限	令和8年6月10日（水） 17時必着
審査会 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年6月17日（水）（予定） （参加者に改めて通知）
結果発表（通知・公表）	審査会后、2～3日以内に通知公表
業務委託契約	令和8年6月下旬（予定）

5 提出書類

（1）提出書類一覧

- ・参加申込書（様式1）
- ・同種業務実績調書（様式2）
- ・企画提案書（様式3）
- ・事業者概要書（任意様式）
- ・企画書（任意様式）

（2）参加申込書の提出

- ・提出期間：公告の日から令和8年5月29日（金） 17時まで（必着）
- ・提出物：
 - ・参加申込書（様式1）
 - ・同種業務実績調書（様式2）
 - ・事業者概要書（任意様式）
- ・提出方法：木曾広域連合木曾路観光推進室宛に電子メールにて提出。
(E-mail: kisojikanko@union.kiso.lg.jp)
※提出後、電話にて事務局に受信確認をお願いします。
- ・その他：期限までに提出がない場合は本プロポーザルへの参加は認められないため注意すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ・提出期間：参加申込書の提出から令和8年6月10日（水）17時まで（必着）
持参の場合は8時30分から17時まで（行政機関の休日を除く）
- ・提出物：
 - ・企画提案書（様式3）
 - ・企画書（任意様式）
明瞭簡潔な企画書とし、仕様書に記載している業務内容を踏まえ、次の項目別に提案事項を明示すること。

提案項目	提案事項
1 業務の基本方針	・業務の目的、内容の理解及び実施方針
2 具体的内容	・木曽地域の現状認識を踏まえた企画コンセプト ・全体の構成案 ・業務のKPI
3 実施体制	・業務を遂行する人数及び体制 ・木曽広域連合との協議、調整に応じる体制
4 スケジュール	・具体的な業務実施スケジュール
5 業務見積書	・項目、内容ごとの内訳を記載

- ・提出部数：12部（正本1部、副本11部）
- ・提出方法：事務局に持参又は郵送により提出。
※郵送の場合は追跡確認できる郵便とし、封筒には「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書してください。
- ・提出された書類の取扱い等
 - ① 提出された書類等は、原則、返却しないものとします。
 - ② 提出された書類等の著作権は、提案書提出者に帰属します。ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。
 - ③ 提出された書類等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該提案は無効になります。
 - ④ 企画提案書の書類作成及び提出に係る経費は、提案書提出者の負担になります。

(4) 質問事項の照会

企画提案書の作成にあたり、本公募要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合、確認したい事項がある場合は、任意の様式により令和8年5月27日（水）17時までに、電子メールで照会してください。

質問様式は任意としますが、質問者の会社（団体）名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。

原則として、質問事項は、参加申込書提出者全員に電子メールで回答します。

6 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等を提出した参加者に対し、以下の通りプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 日時・場所

令和8年6月17日（水）（予定）

木曾郡木曾町日義 4898-37 木曾文化公園第二会議室（予定）

※詳細な時間、場所等は参加者に対し別途通知します。

(2) 所要時間

各者約 20 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答（ヒアリング） 5 分程度）

※プレゼンテーションに用いる機器設置に必要な時間については、上記時間には含まれません。

(3) 出席者

最大 3 人までとする。

(4) 説明者

プレゼンテーション・ヒアリングについての説明者は任意とする。

※プロジェクターを使用する場合の操作も出席者側で対応してください。

(5) 機 器

プレゼンテーションについては、参加者が持参したパソコンを使用することとする。
事務局では以下を用意する。

- ・スクリーン
- ・プロジェクター（HDMU 端子）

(6) プレゼンテーションの実施

説明は、提出された企画提案書の内容に基づき行うこと（事前の提出書類への資料の追加は認められません）。

(7) ヒアリングの実施

提案内容の範囲内で質疑を行うものとする。

(8) その他

- ・進行上の都合により、通知した時間（開始時刻）の遅延等が生じた場合には、事務局の指示に従うものとする。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。

7 事業者の選定

「日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業の最適候補者を選定するための選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において採点評価し、その評価点を基に最適候補者の選定を行う。

(1) 選定委員会の組織

- ・選定に係る評価は、選定委員会により実施する。
- ・選定委員会は非公開で行う。

(2) 評価及び選定方法

評価項目	評価のポイント	配点
基本方針	本事業遂行において、事業趣旨および内容を理解しているか。	20点
提案内容の有用性	・木曽地域観光の現状、課題を正しく理解したうえで観光情報発信に資するコンセプトとなっているか。	15点
	・住民連携など、地域の連携体制が強化され、地域内周遊に資する内容となっているか。 ・日本遺産のストーリーが内外に広く周知され、新規誘客促進に資するような提案となっているか。	20点
	・課題、仮定を成果に繋げ達成度を測れる指標とするなど次年度以降に繋がる内容となっているか。	15点
業務実施の確実性 (業務実施体制)	本事業遂行のために必要な組織体制、人員の提案となっているか。緊密な連携、緊急時の対応など十分な体制か。	5点
	過去に類似の業務で良好な実績を上げている、同等の成果が期待できるか。	5点
スケジュール	本事業における各事業に妥当な時間配分がなされ業務全般のスケジュールが適切に設定されているか。	5点
金額	見積価格が業務委託提案上限額の範囲内であり、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	15点
	合計	100点

- ・評価は提出書類による書類審査、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、総合的に審査、評価し、各委員の評価点の合計を基に最適候補者を選定する。
- ・最高得点者が複数ある場合は、企画提案に対する評価点が最も高いものを最適候補者とするものとする。この場合において、評価点が同点の者が複数ある場合は、選定委員会での多数決により決定するものとする。
- ・参加者が1者のみの場合も本要領に基づき書類及びプレゼンテーション・ヒアリン

グによる審査を行い、選定委員会において契約候補者としての選考可否を決定する。契約候補者として不適格と判断された場合には、再度公募を実施する。

(3) 評価結果の発表

- ・最適候補者の選定後速やかに、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知するとともに、選定された者に対しては、書面（選定通知書）で通知をする。
- ・審査結果に対する問い合わせ、異議は一切認めない。ただし、候補者として決定されなかった理由について説明を求めることは可とする。
- ・決定されなかった理由を求めることができるのは通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）とする。

8 委託契約

(1) 契約の締結交渉

木曾地域文化遺産活性化協議会は、選定された最適候補者と契約の内容等について協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、木曾地域文化遺産活性化協議会と最適候補者の協議により最終的に決定する。仕様が確定された後に見積上限額の範囲内で随意契約を締結する。なお、最適候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

9 著作権及び提出書類の取扱い

(1) 著作権

- ・提出書類の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、提出者に帰属する。
- ・提出書類に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれている場合には、提出者の責任において、その著作物等について著作権者等から提出のための複製等の利用許諾を得るものとする。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

10 失格

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外します。

- (1) 予算規模の上限を超える提案の場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他提案者を委託業者として選定することが、著しく不相当と認められる事実が判明した時

11 その他留意事項

- (1) 参加者に対する説明会等は開催しないものとする。
- (2) 参加申込書の提出期限までに提出者が無かった場合は、再度公募を実施する。
- (3) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (4) 提出書類はすべて日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (5) 提出書類の作成に要する経費、旅費、その他本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、木曾広域連合情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合があるものとする。
- (7) 本プロポーザルの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、事務局が選定委員会と協議し、決定するものとする。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。

12 事務局（提出先、問い合わせ先）

木曾地域文化遺産活性化協議会 事務局

木曾広域連合 木曾路観光推進室 室長：太田 担当：小嶋、原

〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島 2757-1

TEL：0264-25-6607

E-mail：kisojikanko@union.kiso.lg.jp